

# 日本大学創立130周年記念奨学金Q&A

～ 第3種「新型コロナウイルス対応」第2期 ～

(2020.11.25)

## 1 奨学金の概要について

Q1-1 他の奨学金との併給は可能ですか。

可能です。

## 2 給付金額について

Q2-1 給付額ですが、採用されれば、全員が後学期授業料相当額を給付されるのでしょうか。

あくまでも後学期授業料は上限額となりますので、応募状況や認定所得金額により授業料相当額ではない学生が出てくることも考えられます。

Q2-2 給付額は、後学期授業料相当額から「授業料を減免する奨学金等」を差し引くとありますが、「授業料を減免する奨学金等」に該当する奨学金はどのようなものですか。

「国の修学支援新制度」の授業料減免や本部及び学部で所管している奨学金の募集要項において、学費支弁が困難な者を対象とし、用途を授業料納入としている奨学金を指します。

そのため、日本学生支援機構奨学金（給付型）、学業優秀者を奨励する奨学金（例：特待生制度）、地方・民間団体が給付する奨学金や「学びの継続」のための『学生支援緊急給付金』は含まれません。

例) 後学期授業料50万円、創立130周年記念奨学金（第2種）30万円の場合。

後学期授業料50万円－創立130周年記念奨学金（第2種）30万円

＝創立130周年記念奨学金（第3種）第2期上限額20万円

## 3 応募資格について

Q3-1 留学生は申込みできますか。また、日本国籍以外の学生の申込みは可能ですか。

外国人留学生は応募することはできません。ただし、外国籍学生（永住者、定住者など）で、日本の所得証明が提出できる者は応募することができます。

Q3-2 留年生や休学をしたことがある学生は応募できますか。

卒業見込が判定できる最終学年の学生、進級見込が判定できる学生は応募できません。

Q3-3 学費が払えないこと理由に、令和2年度後学期を休学した学生は、申し込みができますか。

休学中であるため、申込みことはできません。

Q3-4 学生本人のアルバイト収入の減少は応募資格ではないのですか。

応募資格ではありません。家計全体でどのように新型コロナウイルスの影響を受けたかを判断する材料とします。

Q3-5 「臨時で日本学生支援機構奨学金及び金融機関等（地方公共団体含む）から借入れをした家庭」とは、どのような家庭ですか。

授業料を納入するために日本学生支援機構奨学金を利用している家庭や金融機関等から借入れをしている家庭です。

Q3-6 学生本人が結婚しており、配偶者の収入及び本人の奨学金で生計を成り立たせている場合は、応募できますか。

応募可能です。この場合、主たる家計支持者は配偶者となります。

Q3-7 父母が死別等でおらず、生計を兄の収入と本人の奨学金で成り立たせている場合、応募はできますか。

応募可能です。この場合、主たる家計支持者は兄となります。

Q3-8 他の奨学金で授業料等の減免を受けている者は応募できますか。

応募可能ですが、後期授業料相当額からその他奨学金の減免額を差し引いた額が限度額となります。

Q3-9 大学院生の場合、最低修業年限を超えて応募することは可能ですか。

可能です。さらに、学部生と違って大学院生は、研究活動をし、学位論文を作成した後に修了することが目的であると考えますので、留年の取扱いを本奨学金では致しません。

Q3-10 新型コロナウイルスの影響ではない理由で、失業又は収入が減少した場合は、対象となりますか。

対象となりません。

## 4 提出書類について

Q4-1 父母の収入に関する証明書は、いつの分をどのように必要なのでしょうか。

全ての申請者の父母両方の令和元年分の所得証明書が必要です。

さらに、令和2年2月以降で新型コロナウイルス感染症の影響によって家計急変した後の収入の証明書が必要です。証明書は、給与所得者は給与明細の写し、給与所得者以外は家計急変後の所得について記載する大学様式の『所得見込申告書（給

与所得者以外の者)』を求めてください。提出できない場合は、対象となりません。  
なお、所得見込申告書には、根拠資料を添付してください。

Q4-2 父母が死別しており、本人の預貯金とアルバイト収入で生計を立てている場合、収入に関する証明書はどのようにしたらよいでしょうか。

独立生計者として取扱うので、学生本人の収入に関する証明書等を提出してください。

Q4-3 海外の企業が発行する円建てでない証明書は応募書類としてもよいでしょうか。

海外の企業等が発行する証明書では、海外通貨で収入が明確に判断できないため、対象外とします。

Q4-4 収入がない月の証明はどのようにすればよろしいでしょうか。

雇用主からの証明（シフトに入っていないことが記載されているメール等の写しでも可）や預金口座の写し（先月は振込があったが、当月は振込がないことがわかるもの）で確認します。

Q4-5 新型コロナウイルス感染症の影響によって収入が減少した者を対象に支給される持続化給付金等を受給している場合、世帯収入に含めますか。

含めません。

Q4-6 「公的支援の受給証明書」とは、どのような書類を指しますか。

新型コロナウイルスの影響で、税金等を支払うことができない場合、国や自治体で発行する証明書を指します。例として、緊急小口資金、厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予、国税地方税の納付猶予などです。

なお、添付する書類は、申請書、結果通知書等の確実に支援を受けたことが分かる資料（写し）の添付が必要です。

証明書の種類等は、「公的支援の受給証明書」の例をご確認ください。

## 5 申請書・大学記入欄の記載方法について

Q5-1 申請者と保証人の印鑑は、自動印・スタンプ印（シャチハタ）でも構わないでしょうか。

申請者と保証人の印章が別々であれば、スタンプ印でも問題ありません。

Q5-2 申請書の記載内容で注意する点はありますか。

- ①保護者等欄において、主たる家計支持者に○印が必ず記入されているか。
- ②保護者等欄に、実際の家計支持者（父母等）以外は記入しないでください。  
例えば、家計を支えていない、祖母、兄弟などの記入は不要です。
- ③ひとり親世帯の場合は、保護者等欄に離別又は死別と記載してください。

④申請理由欄は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けたかどうかわかる内容としてください。

Q5-3 父母の婚姻関係は継続しているが、離婚調停中、行方不明、DV等のなんらかの理由によって別居しており、所得証明が入手不可能な場合、どのようにしたらよいでしょうか。

事情を証明する証明書類（民生委員の証明等）の写し又は家計支持者本人からの事情書を提出する必要があります。なお、事情書には保証人の署名・押なつをしてください。

Q5-4 家計急変後の年収はどのように算出しますか。

一律、直近1か月分の収入を1.2倍することで見込み年収を算出します。

Q5-5 父母片方が家計急変した場合、家計急変後の収入の証明書は両親分の家計急変後の分が必要ですか。

父母のうち、父親だけが家計急変した場合は、父親のみ提出してください。家計急変していない母親については、家計急変後の収入の証明書の提出は不要です。なお、見込み年収は、父親が「家計急変後の1か月分の証明書の金額×1.2か月分」、母親が「令和元年分の所得証明書の収入・所得金額」としてください。

以 上